

決 算 概 要

1 厚生年金保険給付調整経理

I 収入について

国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）第102条の2及び第102条の3の規定に基づき国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金、地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第38条の8第2項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金、資金の運用による信託の運用益等である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
財政調整拠出金 受 入 金	229,554,176	221,803,123	△ 7,751,053
組 合 払 込 金	27,745,883	159,745,309	131,999,426
組合交付金返還金	－	7,801,000	7,801,000
信 託 の 運 用 益	212,681,406	1,109,022,642	896,341,236
合 計	469,981,465	1,498,372,074	1,028,390,609

※ 金額はそれぞれ千円未満を四捨五入しているので、計及び合計の額は一致しないことがある(以下同じ。)

II 支出について

厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第84条の5の規定に基づき年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金負担金、地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金等である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
厚 生 年 金 拠 出 金 負 担 金	162,038,455	157,394,060	4,644,395
組 合 払 込 金 返 還 金	－	142,362	△ 142,362
組 合 交 付 金	10,228,000	－	10,228,000
信 託 の 運 用 損	－	1,516,412	△ 1,516,412
業務経理へ繰入	2,096,440	2,096,440	－
合 計	174,362,895	161,149,274	13,213,621

Ⅲ 資産の構成割合について

令和6年3月31日現在における資産の構成割合は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		事業計画額 (A)	割 合	決 算 額 (B)	割 合	比較増減(B)－(A)
流動資産	普 通 預 金	1,173,604	0.0%	1,909,781	0.0%	736,177
	未 収 収 益	212,681,406	1.8%	1,106,282,785	8.4%	893,601,379
	計	213,855,010	1.8%	1,108,192,566	8.4%	894,337,556
固定資産	信 託	11,840,279,108	98.2%	12,011,470,658	91.6%	171,191,550
	計	11,840,279,108	98.2%	12,011,470,658	91.6%	171,191,550
合 計		12,054,134,117	100.0%	13,119,663,224	100.0%	1,065,529,107

Ⅳ 運用利回りについて

厚生年金保険給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和5年度における運用利回りは、9.02%となった。

Ⅴ 翌事業年度への繰越しについて

収入総額1兆4,983億7,207万4,211円、支出総額1,611億4,927万3,886円、差引当期利益金1兆3,372億2,280万325円となり、この全額を厚生年金保険給付調整積立金として積み立てた結果、翌事業年度へ繰り越される厚生年金保険給付調整積立金は13兆1,196億6,322万4,270円となる。

2 退職等年金給付調整経理

I 収入について

地共済法第38条の8の2第2項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金、資金の運用による信託の運用益である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
組 合 払 込 金	13,926,777	14,072,534	145,757
信 託 の 運 用 益	469,368	483,384	14,016
合 計	14,396,145	14,555,918	159,773

II 支出について

施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
業 務 経 理 へ 繰 入	731,900	505,724	226,176
合 計	731,900	505,724	226,176

Ⅲ 資産の構成割合について

令和6年3月31日現在における資産の構成割合は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		事業計画額 (A)	割 合	決 算 額 (B)	割 合	比較増減(B)－(A)
流動資産	普 通 預 金	539,443	0.5%	19,476	0.0%	△ 519,967
	未 収 収 益	469,368	0.4%	483,384	0.4%	14,016
	計	1,008,811	0.9%	502,860	0.4%	△ 505,951
固定資産	信 託	115,915,734	99.1%	116,807,627	99.6%	891,893
	計	115,915,734	99.1%	116,807,627	99.6%	891,893
合 計		116,924,545	100.0%	117,310,486	100.0%	385,941

Ⅳ 運用利回りについて

退職等年金給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和5年度における運用利回りは、0.45%となった。

Ⅴ 翌事業年度への繰越しについて

収入総額145億5,591万7,905円、支出総額5億572万4,000円、差引当期利益金140億5,019万3,905円となり、この全額を退職等年金給付調整積立金として積み立てた結果、翌事業年度へ繰り越される退職等年金給付調整積立金は1,173億1,048万6,242円となる。

3 経過の長期給付調整経理

I 収入について

資金の運用による信託の運用益等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
利息及び配当金	282,174	302,230	20,056
信託の運用益	216,018,483	1,223,349,471	1,007,330,988
合 計	216,300,657	1,223,651,701	1,007,351,044

II 支出について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「一元化法」という。)附則第76条の規定に基づく国家公務員共済組合連合会への拠出金、被用者年金制度の一元化法附則第75条の3において準用する地共済法第38条の8の2第3項の規定に基づき組合へ交付する組合交付金、施行規則附則第4条の2第3項において準用する施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
拠 出 金	165,515,954	157,764,902	7,751,052
組 合 交 付 金	61,678,000	57,927,000	3,751,000
信託の運用損	-	1,516,961	△ 1,516,961
業務経理へ繰入	208,736	208,736	-
合 計	227,402,690	217,417,599	9,985,091

Ⅲ 資産の構成割合について

令和6年3月31日現在における資産の構成割合は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		事業計画額 (A)	割 合	決 算 額 (B)	割 合	比較増減 (B)－(A)
流動資産	普 通 預 金	353,979	0.0%	3,066,256	0.0%	2,712,277
	未 収 収 益	216,015,138	1.8%	1,220,569,702	9.2%	1,004,554,564
	計	216,369,117	1.8%	1,223,635,959	9.2%	1,007,266,842
固定資産	信 託	11,959,084,080	97.7%	12,003,037,037	90.3%	43,952,957
	投資有価証券	325,261	0.0%	508,033	0.0%	182,772
	生 命 保 険	69,011,149	0.6%	69,032,923	0.5%	21,774
	計	12,028,420,490	98.2%	12,072,577,992	90.8%	44,157,502
合 計		12,244,789,607	100.0%	13,296,213,951	100.0%	1,051,424,344

Ⅳ 運用利回りについて

経過的長期給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和5年度における運用利回りは、9.66%となった。

Ⅴ 翌事業年度への繰越しについて

収入総額1兆2,236億5,170万921円、支出総額2,174億1,759万8,618円、差引当期利益金1兆62億3,410万2,303円となり、この全額を経過的長期給付調整積立金として積み立てた結果、翌事業年度へ繰り越される経過的長期給付調整積立金は13兆2,962億1,395万889円となる。

4 厚生年金拠出金経理

I 収入について

厚年法第84条の5及び第84条の7の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第84条の3の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)-(A)
厚生年金拠出金負担金	3,059,357,687	3,042,001,409	△ 17,356,278
厚生年金交付金	3,393,437,649	3,393,437,648	△ 1
合 計	6,452,795,336	6,435,439,057	△ 17,356,279

II 支出について

厚年法第84条の5の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第84条の4の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)-(B)
厚生年金拠出金	3,059,357,687	3,042,001,409	17,356,278
厚生年金交付金支払金	3,393,437,649	3,393,437,648	1
合 計	6,452,795,336	6,435,439,057	17,356,279

5 基礎年金拠出金経理

I 収入について

国民年金法第94条の4の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第35条第2項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)-(A)
基礎年金拠出金負担金	1, 548, 078, 257	1, 358, 659, 982	△ 189, 418, 275
基 礎 年 金 交 付 金	37, 596, 487	37, 596, 486	△ 1
合 計	1, 585, 674, 744	1, 396, 256, 468	△ 189, 418, 276

II 支出について

国民年金法第94条の2第2項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び施行規則第11条の15第1項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)-(B)
基 礎 年 金 拠 出 金	1, 548, 078, 257	1, 358, 659, 982	189, 418, 275
基礎年金交付金支払金	37, 596, 487	37, 596, 486	1
合 計	1, 585, 674, 744	1, 396, 256, 468	189, 418, 276

6 厚生年金保険預託経理

I 収入について

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第12条の3の規定に基づき組合から預託された預託金の運用による信託の運用益である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
信 託 の 運 用 益	1,611,323	6,463,133	4,851,810
合 計	1,611,323	6,463,133	4,851,810

II 支出について

地方公務員共済組合連合会預託金管理運用規程（以下「預託金運用規程」という。）第11条の規定による組合への支払利息等である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
支 払 利 息	1,611,323	6,332,400	△ 4,721,077
収 益 調 整 金 償 却	-	130,733	△ 130,733
合 計	1,611,323	6,463,133	△ 4,851,810

III 運用利回りについて

預託金運用口全体の令和5年度の運用利回りは、7.80%である。

7 退職等年金預託経理

施行規程第12条の3の規定に基づき組合から預託される預託金は見込まれないことから、予算を計上しておらず、実際に預託されなかった。

8 経過の長期預託経理

I 収入について

施行規程附則第 1 条の 3 において準用する施行規程第12条の 3 の規定に基づき組合から預託された預託金の運用による信託の運用益である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
信 託 の 運 用 益	1, 795, 350	7, 126, 785	5, 331, 435
合 計	1, 795, 350	7, 126, 785	5, 331, 435

II 支出について

預託金運用規程第11条の規定による組合への支払利息等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
支 払 利 息	1, 795, 350	6, 701, 645	△ 4, 906, 295
収 益 調 整 金 償 却	-	425, 140	△ 425, 140
合 計	1, 795, 350	7, 126, 785	△ 5, 331, 435

III 運用利回りについて

預託金運用口全体の令和 5 年度の運用利回りは、8.05%である。

9 介護保険経理

I 収入について

介護保険法第137条第1項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B) - (A)
介護保険料納入金	3,706,309	3,591,820	△ 114,489
合 計	3,706,309	3,591,820	△ 114,489

II 支出について

介護保険法第137条第2項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A) - (B)
介護保険料	3,706,309	3,591,820	114,489
合 計	3,706,309	3,591,820	114,489

10 国民健康保険経理

I 収入について

国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第137条第1項の規定及び地方税法第718条の4の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料及び国民健康保険税の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
国民健康保険料(税) 納 入 金	42,826	41,569	△ 1,257
合 計	42,826	41,569	△ 1,257

II 支出について

国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第137条第2項の規定及び地方税法施行令第56条の89の11の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料及び国民健康保険税である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
国民健康保険料(税)	42,826	41,569	1,257
合 計	42,826	41,569	1,257

11 後期高齢者医療経理

I 収入について

高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第137条第1項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B) - (A)
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 納 入 金	4, 495, 353	4, 286, 533	△ 208, 820
合 計	4, 495, 353	4, 286, 533	△ 208, 820

II 支出について

高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第137条第2項の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A) - (B)
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	4, 495, 353	4, 286, 533	208, 820
合 計	4, 495, 353	4, 286, 533	208, 820

12 個人住民税経理

I 収入について

地方税法第321条の7の6の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
個 人 住 民 税 納 入 金	1,608,090	1,552,219	△ 55,871
合 計	1,608,090	1,552,219	△ 55,871

II 支出について

地方税法施行令第48条の9の18の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
個 人 住 民 税	1,608,090	1,552,219	55,871
合 計	1,608,090	1,552,219	55,871

13 業務経理

I 収入について

地方公務員共済組合連合会定款第22条に規定する組合分担金（組合員1人当たり1,120円）等である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
組 合 分 担 金	3,388,187	3,304,348	△ 83,839
雑 収 入	-	94	94
厚生年金保険給付 調整経理より繰入	2,096,440	2,096,440	-
退職等年金給付 調整経理より繰入	731,900	505,724	△ 226,176
経過的長期給付 調整経理より繰入	208,736	208,736	-
当期損失金	87,375	-	△ 87,375
合 計	6,512,638	6,115,342	△ 397,296

II 支出について

(1) 本年度中に行った主な会議は、次のとおりである。

- ア 役員会 4回
- イ 運営審議会 4回

(2) 本年度中に行った監査は、次のとおりである。

- ア 監事会議 1回
- イ 決算監査 1回
- ウ 中間監査 1回
- エ 例月監査 12回
- オ 定期監査（監査員監査） 1回

(3) 本年度中に行った主な事業は、次のとおりである。

- ア 基礎年金支払代行に係るシステムの維持管理及び事務
- イ 標準システムの維持管理
- ウ 情報共有化システムの運営及び維持管理
- エ 年金払い退職給付関連システムの維持管理
- オ 社会保障・税番号制度に係るシステムの運営及び維持管理
- カ 各種情報交換及び特別徴収に係る事務
- キ 年金事務担当者研修会
- ク 資金運用全国説明会

- ケ 年金積立金の管理・運用
- コ 広報誌「連合会だより PAL」（6回）の発行
- サ 年金払い退職給付に係る基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の算定と、算定結果に係る組合員等への広報
- シ 年金払い退職給付に係る財政検証と、その結果に係る組合員等への広報
- ス 年金払い退職給付に係る財政再計算と、その結果に係る組合員等への広報等

(4) これらの会議及び事業を行うために要した経費は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
役 員 報 酬	74,392	78,099	△ 3,707
職 員 給 与	707,850	709,303	△ 1,453
旅 費	5,641	3,011	2,630
事 務 費	17,493	17,247	246
委 託 費	4,965,692	3,799,556	1,166,136
賃 借 料	374,399	357,810	16,589
調 査 研 究 費	157,399	131,141	26,258
普 及 費	31,248	29,794	1,454
負 担 金	141,728	136,162	5,566
減 価 償 却 費	12,887	12,891	△ 4
そ の 他	23,909	22,330	1,579
前 期 損 益 修 正 損	-	70	△ 70
合 計	6,512,638	5,297,414	1,215,224

Ⅲ 当期利益金及び剰余金の繰越しについて

収入総額61億1,534万2,418円、支出総額52億9,741万3,948円、差引当期利益金8億1,792万8,470円となり、翌事業年度へ繰り越される剰余金は、24億8,901万9,134円となる。

Ⅳ 翌事業年度へ繰り越す資産等について

翌事業年度へ繰り越す資産、負債及び資本は、次のとおりである。

(単位:千円)

流 動 資 産	5,817,381	流 動 負 債	3,155,642
固 定 資 産	115,572	固 定 負 債	288,292
		負 債 合 計	3,443,934
		剰 余 金	2,489,019
		資 本 合 計	2,489,019
資 産 合 計	5,932,953	負 債 ・ 資 本 合 計	5,932,953

